



目標を達成するなど一定の要件を満たすと厚生労働大臣から認定を受けることができます。認定企業になると「次世代認定マーク(くるみん)」を商品などに付けることができます。

平成22年度 山形労働局委託事業

行動計画の策定・届出を急ぎましょう

- 次世代育成支援対策推進法の改正で「一般事業主行動計画」の策定・届出が101人以上300人以下の企業に拡大されます。(義務化は平成23年4月から)
- 従業員の仕事と子育ての両立を図るため、雇用環境整備などの具体的な目標を定めた「一般事業主行動計画」の策定・届出が求められています。
- 平成21年4月から「行動計画策定推進2か年集中プラン」がスタートしました。山形県経営者協会では「行動計画」策定・届出が義務化される事業主に支援を行います。いつでもご相談ください。

● お問い合わせ ●

社団法人
山形県経営者協会

● 担当窓口 ●

TEL.023-673-0131 FAX.023-631-1115

仕事と子育ての両立を図りやすい職場づくりに向けて



山形県内企業における

一般事業主行動計画 事例集

社団法人 山形県経営者協会